

鳥取県教育委員会G I G Aスクールサポーター配置支援業務仕様書

1 目的

文部科学省が提唱する「GIGA スクール構想」により、学校現場でタブレット端末等の機器整備や教育系クラウドサービスの利用が急速に進むこととなるが、学校の人的体制は不十分である。

については、学校現場からの問合せ対応やソフトウェアのマニュアル作成等を行うことで、学校のICT化を円滑に進められるようにするものである。

2 発注者

この仕様書の発注者は、鳥取県教育委員会事務局教育環境課をいう。

3 業務の場所

受注者の事務所において行うものとする。

なお、発注者への報告や打ち合わせについては、発注者の事務所（鳥取市東町一丁目271）において行うものとする。

4 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

5 適用範囲

本仕様書は、鳥取県教育委員会G I G Aスクールサポーター配置支援業務（以下「本業務」という。）に適用する。本仕様書に記載のない事項であっても、業務の委託者と受託者双方が協議して定めた業務はこれを遵守しなければならない。

6 業務内容等

(1) ヘルプデスク

ア 受付方法及び時間

電話及び電子メールにより対応すること。

電話受付については県庁閉庁日以外の日における午後1時から午後5時までとする。

また、電子メールでの受付は24時間とする。

※県庁閉庁日：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日

イ 対応する問合せ内容

問合せ内容は、県内の公立学校205校からのGsuiteに関するもののみとし、それ以外の問合せについては発注者と協議の上、対応方法を検討することとする。

なお、対応に当たっては発注者が受注者にGsuiteアカウントを付与するので、実際にGsuiteを操作できる環境を整えることとし、場合によっては実際にGsuiteにより学校とやり取りを行うこと。

ウ 報告書の作成及び提出

数多く寄せられる同じような問合せ及び発生頻度が高いトラブル等を報告書にまとめ、毎月末に発注者に提出すること。

また、月2回以上、CSV 又はExcel にてFAQ用データを提出すること。

(2) マニュアル作成

ア 作成内容

Gsuite で利用する各種アプリの利用に係るマニュアルを作成し、発注者へ提出すること。

なお、対象となる主なアプリは、Meet、クラスルーム、ドキュメント、スプレッドシート、スライド、フォームを想定している。

また、作成するマニュアルの内容は、別途発注者と協議することとするが、70ページ以上を想定すること。

イ マニュアルの提出

毎月末に発注者に提出すること。

なお、MSWord 又はExcel にてデータで提出すること。

(3) 動画作成

ア 作成内容

Gsuite で利用する各種アプリの利用に係る説明用動画を作成し、発注者へ提出すること。

なお、対象となる主なアプリは、Meet、クラスルーム、ドキュメント、スプレッドシート、スライド、フォームを想定している。

また、作成する動画の内容は、別途発注者と協議することとするが、1本あたり5分程度で15本以上を想定すること。

イ 動画の提出

MP4形式のデータで適宜発注者に提出すること。

7 受注者に求める条件について

(1) ヘルプデスクの電話番号は、専用の番号を取得すること。

(2) ヘルプデスクの業務実績が1年以上あること。

(3) Gsuite について熟知しており、教職員からの質問や相談に対して、問題を解決するための知識をもち、適切な助言をするなど、十分に対応ができること。

8 業務の引継ぎ

受注者は、4の履行期間終了後、次年度も発注者が本業務を実施することとなった場合であって、別の者が受注することとなった場合は、最低限、必要な事項において後任の受注者に引継ぎを行うこととし、引継ぎに要する経費は、受注者の負担とする。

9 一般事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合

は、この限りでない。

(2) 資料提供

- ア 受注者から発注者に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、発注者と受注者が協議の上、発注者は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。
- イ 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- ウ 受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。
- エ 発注者及び受注者は、前各項における資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

(3) 著作権

- ア 本業務の履行過程で生じた成果物に係る著作権は、委託料が全額支払われたとき持分の半分を相手方へ無償で譲渡することにより、発注者及び受注者の共有とするものとする。ただし、成果物に従前の著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は従前からの著作権者に帰属するものとする。

なお、システムの改修等を行うのに必要な範囲で共有著作権を行使する場合、著作権法（昭和45年法律第48号）第65条第2項に基づく合意は要しないものとする。

- イ アの規定による著作権の譲渡があった場合、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- ウ 発注者又は受注者は、成果物又はこれを複製し、改変し、翻案したものを販売、賃貸等することにより第三者の利用に供する場合（以下「販売等」という。）は、著作権法第65条第2項に基づき、相手方の合意を得るものとする。
- エ ウの場合において、発注者及び受注者は、システムごとに、アの規定により共有する著作権に係る双方の持分、販売等により得られる収入の分配その他必要な事項を定めた契約（以下「販売等収入分配契約」という。）を別途締結するものとする。この場合において、発注者又は受注者が相手方に支払う額は、販売等により得られた収入に、販売等収入分配契約において定める著作権の持分の割合及び次に掲げる率を標準として販売等収入分配契約において定める率を乗じて得られる額に、当該額に対応する消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得られる額とし、翻案の程度によりこれによりがたい場合には、販売等収入分配契約において定めるところによる。
 - (ア) 県外に住所又は主たる事務所の所在地（以下「住所等」という。）を有する者が販売等をする場合

成果物に著しい翻案を加える場合	3パーセント
成果物に翻案を加える場合	9パーセント
成果物に軽微な翻案を加える場合	15パーセント
成果物に翻案を加えない場合	30パーセント

- (イ) 県内に住所等を有する者及び鳥取県が販売等をする場合
 - 成果物に著しい翻案を加える場合 1パーセント

成果物に翻案を加える場合	3パーセント
成果物に軽微な翻案を加える場合	5パーセント
成果物に翻案を加えない場合	10パーセント

(4) 追完請求権

- ア 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物が本契約書及び仕様書で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により成果物の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができ、受注者は、当該追完を行うものとする。
- イ 発注者は、当該契約不適合（受注者の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、受注者に対して損害賠償を請求することができる。
- ウ ア及びイの規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

(5) 任意解除

- ア 発注者は、(6) 又は (7) の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
 - イ 発注者は、アの規定により契約を解除する場合、契約解除の1ヶ月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。
- なお、その賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(6) 催告による解除

- ア 発注者は、受注者が次の(ア)から(エ)のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (ア) 正当な理由なく、始期を過ぎても委託業務に着手しないとき。
 - (イ) 委託業務を遂行する見込みがないとき又は委託業務を委託期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
 - (ウ) 正当な理由なく、(4) の履行の追完がなされないとき。
 - (エ) (ア) から(ウ) に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- イ 受注者は、アの規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(7) 催告によらない解除

- ア 発注者は、受注者が次の(ア)から(ク)のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (ア) 委託業務の履行不能が明らかであるとき。
- (イ) 委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (ウ) 委託業務の一部の履行が不能である場合又は委託業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (エ) 契約期間満了までに、受注者が本業務の履行をしないでその時期を経過したとき。
- (オ) (ア) から (エ) に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が (6) の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (カ) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
- (キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (ク) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - b 暴力団員を雇用すること。
 - c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金融、物品その他財産上の利益を与えること。
 - e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - g 暴力団若しくは暴力団員であること又はaからfまでに掲げる行為を行うものであることを知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- イ 受注者は、アの規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(8) 解除の制限

(6) のアの (ア) から (エ) 及び (7) のアの (ア) から (オ) までの規定に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、(6) 及び (7) の規定による契約の解除をすることができない。

(9) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用

に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

(10) 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(11) 守秘事項等

ア 本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

イ 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ ア及びイの規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(12) 個人情報の保護

受注者は、受託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

受注者は、(13)の規定により受託業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

(13) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

(14) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(15) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(16) 作業場所の特定

受注者は、本業務の履行に当たり、作業場所（住所、事業所名等）を特定するものとし、受注者は、発注者に無断で当該作業場所以外での作業を行ってはならない。

(17) 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停（発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条第1項に規定する場合については、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(18) その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別記

個人情報取扱業務委託契約特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 受注者は、この調達による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この調達による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 受注者は、この調達による業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該調達による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この調達に係る契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 受注者は、この調達による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 受注者は、この調達による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製、複写の禁止)

第5 受注者は、この調達による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6 受注者は、この調達による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第7 受注者は、この調達による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故報告義務)

第8 受注者は、この調達による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等の内容を漏えいし、毀損し、又は滅失した場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9 発注者は、受注者が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。